

令和8年2月16日(月)
香川県商工労働部経営支援課
総務・地場産業グループ
担当：渡邊、牛川
(直通)087-832-3342(内線)3443

香川県伝統工芸士認定式を行います

県指定伝統的工芸品の製造に従事している方のうち、高度な技術・技法を保持している方5名を「香川県伝統工芸士」として認定します。

1 日時 令和8年2月24日(火) 11:30~12:00

2 場所 県庁本館21階 第一特別会議室

3 交付者 香川県知事 池田 豊人

4 認定式の内容

(1) 伝統工芸士認定証及び伝統工芸士章(盾)の交付

岡田 昌臣	「庵治産地石製品」
小野 希	「讃岐一刀彫」
高島 ゆかり	「讃岐かがり手まり」
橋本 康太	「香川漆器」
横田 牧子	「讃岐かがり手まり」

※香川県伝統工芸士は、後継者の確保と工芸品の次代への継承に資することを目的として、平成6年度に創設し、今回の5名を加えて計133名(29品目)となります。

(2) 知事式辞

(3) 代表謝辞

式終了後、記念撮影

5 その他

認定式の会場には、認定される方の作品を展示します。

[参 考]

<香川県伝統工芸士の認定制度について（平成6年度創設）>

○ 目的

県指定の伝統的工芸品の製造に従事している技術者のうち、高度な技術・技法を保持する者を香川県伝統工芸士として認定することにより、その社会的評価を高め、伝統的技術・技法の維持向上と技術修得意欲の高揚を図り、もって後継者の確保と工芸品の次代への継承に資することを目的とする。

○ 認定の要件

- ① 高度の技術・技法を有していること。
- ② 実務経験年数が12年以上あり、現在も直接製造に従事していること。
- ③ 伝統的工芸品の振興事業の推進に貢献していること。
- ④ 高潔な人格を有すること。

○ 認定の状況

- ・令和8年2月24日現在で133名（29品目）を認定。
- ・死亡等により認定を取消した者を含む累計では210名（37品目）。